JK4966	130990	第八大祐丸
JK5080	132505	宮吉丸
JL4900	124181	第八宝生丸
JL5535	128370	第五昌栄丸
JL6185	133928	第三十五進康丸
JL6385	135069	徳隣丸
JM5222	124782	第二千草丸
JM5704	130347	第八さとみ丸
JM5820	131340	フェリーきずな
JM6077	132634	スミヨシマル

24. 3.13
24. 3.30
24. 2.29
24. 3.19
24. 3.16
24. 3.16
24. 3.21
24. 3. 6
24. 3.14
24. 3.30

○国土交通省告示第五百号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
3782	平成9. 6.24	124982	かえで
A0714148	19. 6.25	119837	第三天城丸
A0613105O	18. 8. 7	123722	第一関東丸
A0619513	18. 3. 9	124181	第八宝生丸
A0619535	18.10.13	124782	第二千草丸

○国土交通省告示第五百一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定により、平成二十四年国土交通省告示第四百五号で指定した静岡県西倉沢地すべり防止区域における地すべり防止工事は、この告示の日から本大臣が施行することとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年四月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

○北陸地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市東区紫竹二丁目九九番一から同市東区紫竹五丁目一三四三番五六まで	前	二三・八〇～二一四・四〇メートル	一・二六四キロメートル
	後	二九・〇〇～二一八・八〇メートル	一・二六四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○海上保安庁告示第百十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三三度五分一八秒東経一三七度一一分二二秒、北緯三三度四四分四八秒東経一三七度一一分二二秒、北緯三三度四四分四八秒東経一三六度一一分一八秒、北緯三三度二四分四〇秒東経一三五度五一分五九秒、北緯三三度四二分一秒東経一三四度三三分四一秒、北緯三二度三三分五五秒東経一三四度三三分四一秒、北緯三二度四三分二八秒東経一三六度四分五〇秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年五月三日から平成二十四年五月十日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　四管区水路通報第十六号（平成二十四年四月二十日発行）、五管区水路通報第十六号（平成二十四年四月二十日発行）

○北陸地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区紫竹山三丁目五二三番一から同市中央区紫竹山三丁目五〇二番一まで	前	五〇・六〇～七〇・八〇メートル	〇・〇七三キロメートル
	後	五一・二〇～八二・二〇メートル	〇・〇七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市東区紫竹二丁目九九番一から同市中央区紫竹三丁目五二二番一まで	前	二三・八〇～一二六・〇〇メートル	〇・六七七キロメートル
	後	二三・四〇～一八一・二〇メートル	〇・六七七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年四月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

第1　起業者の名称　和歌山県

第2　事業の種類　一般国道370号改築工事（和歌山県海草郡紀美野町小畑字庄田坪地内から同町動木字瀬ノ上地内まで）、これに伴う町道及び農業用水路付替工事並びに県道岩出野上線改築工事

第3　起業地

1　収用の部分　和歌山県海草郡紀美野町小畑字庄田坪及び字小畑並びに動木字曲谷、字下墓尾、字保場、字香畑及び字瀬ノ上地内

2　使用の部分　和歌山県海草郡紀美野町小畑字庄田坪及び字小畑並びに動木字曲谷、字下墓尾、字保場、字香畑及び字瀬ノ上地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県海南市野上中字新田地内から同県海草郡紀美野町下佐々字露谷地内までの延長4,566mの区間（以下「本件国道区間」という。）及び同町動木字下墓尾地内から同町動木字保場地内までの延長150mの区間（以下「本件県道区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道370号改築工事、これに伴う町道及び農業用水路付替工事並びに県道岩出野上線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。